

貧困の高齢化への対応



一橋大学経済研究所教授 小塩 隆士

～要旨～

現行の社会保障制度が抱える課題の中で、今後顕在化が予想されるものとして、「貧困の高齢化」にどう対応するかという問題がある。本稿では、この貧困の高齢化を取り上げ、どのような政策対応が求められるかを検討する。貧困の高齢化は、現時点では必ずしも深刻な問題になっていないが、1970～85年頃に生まれ、就職氷河期を経験した「就職氷河期世代」が高齢者の仲間入りをし、年金を受給し始めると途端に大きな問題となる危険性がある。こうした貧困の高齢化への対応策としては、年金制度改革が主役になるべきである。現行制度のままでは、無年金・低年金問題が深刻化するからである。生活保護は最低限度の生活保障のために政府が抜く伝家の宝刀、「最後の拠り所」であり、いざというときにその威力を発揮してもらうためには、余計な負担をかけないほうがよい。貧困の高齢化が顕在化して、生活保護だけでは手をつけられなくなる前に、年金制度改革を急ぐ必要がある。

1 はじめに

現行の社会保障制度が抱える課題の中で、今後次第に顕在化していくと予想されるものとして、「貧困の高齢化」にどう対応するかという問題がある。日本の高齢化は人口動態面の変化を意味するだけでなく、貧困問題の深刻化を伴って進行するという点にその特徴がある。本稿では、この貧困の高齢化について簡単な考察を加え、社会保障制度においてどのような対応が求められるかを検討する。

本題に入る前に、日本社会全体の貧困の状況を概観しておこう。社会における貧困の度合いを示す代表的な尺度として、相対的貧困率があ

る。これは、社会全体における所得の中央値の50%を貧困線と定義し、所得がその貧困線を下回る人の比率を示した値である（所得は、世帯人員の規模で調整する）。厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、2021年における日本の相対的貧困率は15.4%となっている。

この相対的貧困率はここ数年横ばいで推移しており、特に貧困化が進んでいる兆しは見られない。しかし、OECD（経済協力開発機構）が公表している統計（OECD. Stat;<https://stats.oecd.org/>）などを見ると、日本の相対的貧困率は米国や韓国の水準を若干上回り、先進国の中では最上位のグループに続いている。また、同じく

OECD（2009）の国際比較研究の結果を見ると、日本の高齢者、とりわけ独居高齢者の貧困率が先進国の中でかなり高めになっている。

また、相対的貧困率と並んで注目されるのが、生活保護の受給者が総人口に占める比率を示す保護率である。本稿執筆時点（2023年秋）では、この水準はほぼ1.6%となっている。コロナ禍の影響を今後見極める必要があるが、アベノミクス以降やや頭打ち傾向にある。しかし、受給者や受給世帯の構成を見ると、後述するように、65歳以上の高齢者、あるいは高齢者世帯の比率が上昇傾向を示し、現在ではいずれも全体の5割を上回っている。

相対的貧困率が横ばいで推移し、保護率が頭打ちになっていること自体はプラスに評価できるかもしれない。しかし、ほかの先進国と比べても貧困の度合いが深刻であり、とりわけ高齢者が貧困リスクに晒されている状況は深刻に受け止めるべきである。さらに懸念されるのは、高齢化の進展に伴って、こうした貧困問題が深刻化する危険性である。貧困リスクに晒されやすい高齢層が厚みを増すと、それだけで貧困の悪化要因となる。しかし、話はそれで終わらない。ほかにも貧困の高齢化につながる要因が存在する。就職氷河期世代の高齢化がそれである。

2 就職氷河期世代を取り巻く環境

就職氷河期世代とは、日本経済がバブル崩壊後、長期不況に陥っている時代、具体的には1993年春から2004年春に大学や高校を卒業し、就職活動を行った世代である。1970～85年頃に生まれ、現時点では40歳前後から50歳代前半になっている。人口規模としては1,600万人を超え、現時点の生産年齢人口（15～64歳人口）の2割強を占める。この就職氷河期世代は、どのような特徴を持っているのだろうか。

日本では、いまでも新卒一括採用が中心である。そのため、大学や高校を卒業して最初に就く仕事、すなわち「初職」がその後の職業人生を大きく左右することが知られている。就職氷河期は、卒業も就職がなかなか決まらず、無業状態になったり、就職できても非正規にとどまったりするケースがかなりあった。職業人生のスタート時点がこのような状況だとその後の挽回が難しく、就労や賃金の面で不利な状態が続くことになる。

筆者は国際医療福祉大学の稲垣誠一教授と一緒に、初職の重要性を独自調査で確認したことがある（稲垣・小塩（2013））。表1はそこで得られた主要な結果をまとめたものだが、次のような点が確認できる。

まず、現在の就業状態は男女ともに、初職が正規以外であれば現職も同様に正規以外になる確率が高くなる。とりわけ、その差は男性において顕著である。

世帯所得については、男性の場合、初職が不安定であれば年収が100万円以上低くなるとともに、それに連動して所得が貧困線を下回る確率も2倍ほど高くなる。

初職の違いは、婚姻関係にも有意な影響を及ぼす。初職が不安定であれば、未婚の確率が高まる。その傾向は男性において特に顕著である。不安定な就業状態や低い所得が「婚活」にも不利に作用する、というのはありそうな経路である。

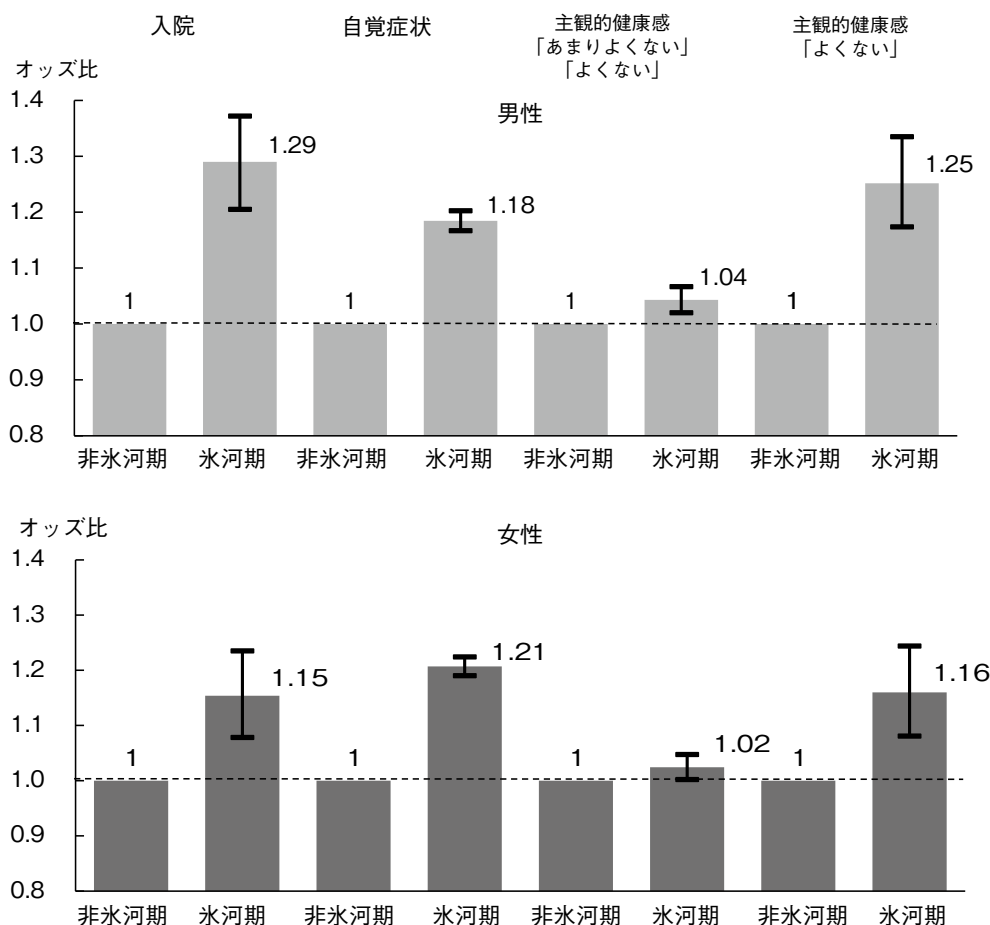
就職に苦労し、その後も就労・所得などの面で不利な立場に立たされているとすれば、健康状態にも悪い影響が出ることは容易に想像される。筆者が厚生労働省「国民生活基礎調査」に基づき、就職氷河期世代の健康をそれ以外の世代とそれと比べた結果が図1である（Oshio（2018））。この表から分かるように、入院しなければならなくなるリスクは、就職氷河期世代はそれ以外の世代に比べて男性では1.29倍、女性では1.15倍になっ

表1 初職が正規以外だと、その後の人生はどこまで違って来るか

	初職が正規 (A)	初職が正規以外 (B)	差 (B-A)
男性 (N=3,117)			
現職が不安定 (%)	19.4	41.9	22.5 ***
家計所得 (年間、万円)	431	318	-113 ***
家計所得<貧困線 (%)	6.2	12.5	6.3 ***
(%) 配偶者なし	26	55.3	29.3 ***
K6 スコア (0-24)	4.7	6.66	1.96 ***
K6 スコア = 5 以上 (%)	40.2	53.7	13.5 ***
人数	2,654	456	
女性 (n=2818)			
現職が不安定 (%)	33.1	42.3	9.2 ***
家計所得 (年間、万円)	385	357	-28
家計所得<貧困線 (%)	5.3	7.5	2.2 *
(%) 配偶者なし	14.1	24.9	10.8 ***
K6 スコア (0-24)	4.7	6.66	1.96 ***
K6 スコア = 5 以上 (%)	39.2	47.7	8.5 ***
人数	2,246	522	

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$
(出所) 稲垣・小塩 (2013)。

図1 就職氷河期世代の健康



(出所) エラーバーは95%信頼区間を示す。

(出所) Oshio (2020)

ている。

また、自分の健康状態を5段階で最も悪い、「よくない」と評価するリスクは男性では1.25倍、女性では1.16倍になっている。もちろん、入院したり、健康状態を「よくない」と評価したりする人はかなりの少数派であり、サンプル全体でも1%程度にとどまる。つまり、それだけ深刻な状態なのだが、それでここまで差があることはやはり注目してよい。また、男女差はそれほど大きくない。一方、「自覚症状あり」など、その他の項目になると、該当する人もやや増えてくる。しかし、そこでも、就職氷河期世代の健康状態が相対的に悪いことが、項目によって程度の差こそあれ明確になっている。

総人口のうち1,600万人もの人たちが、たまたま就活期に深刻な経済状況に出くわしたという、自分の責任とは無関係な原因で、少なくとも平均的に見れば、経済面だけでなく健康面でも不利な立場に立たされている。この状況は看過できない。初職でつまずくとその後の取返しが難しい日本社会では、こうしたタイプの問題はほかの先進国より深刻になっているはずである。

3 公的年金の備えは十分か

(1) 就職氷河期世代が直面する年金問題

このように、就職氷河期世代は経済面や健康面で相対的に不利な状況に置かれている。しかし、そうした問題は現在のところ、社会全体における貧困という問題に直面する形では顕在化していない。経済面では自分の親から支援を受けていることも多いだろうし、健康面でも年齢がまだ低いので疾病リスクもなんとか制御できる段階にとどまっていることが多いはずである。

ところが、いまから10年ほど経つとこの世代は年金を受給し始め、高齢者の仲間入りをする。

そこで懸念されるのは、現在の公的年金制度が彼らの老後の所得保障に十分な仕組みになっているかという点である。

日本の年金制度は、2階建て構造になっている。65歳になれば、すべての国民が職種に関係なく共通して受け取る、定額の国民年金(基礎年金)がその1階部分である。現役時に支払うその保険料は定額である。一方、2階部分の報酬比例部分は、現役時にサラリーマンや公務員など被用者だった人が、現役時の賃金報酬に比例する形で受け取る年金である。

本来、被用者であれば厚生年金という仕組みに加入し、報酬に比例する保険料が給与から自動的に徴収される。しかし、パートタイムなど短時間の非正規雇用にとどまっていると、厚生年金に加入せず、国民年金のメンバーに留まることも多い。しかし、国民年金の保険料は自分で支払う必要があり、しかも、所得に応じた減額制度はあるものの、定額の保険料には低所得ほど負担が重くなるという逆進性の問題がある。そのため、国民年金への未加入や保険料の未納問題が発生することがよく知られている。さらに、保険料が減額されれば、老後に受け取る年金額も削減される。また、仮に厚生年金に加入できたとしても、非正規雇用では低賃金のことが多いので、保険料は低めになるものの、将来受給する報酬比例部分の額も低めになる。

日本の公的年金制度は、現役時の就業形態が正規雇用者である限り、老後の所得保障の仕組みとしてかなりうまく機能する。しかし、非正規雇用にとどまっていると、その限りではない。就職氷河期世代は、こうした日本の年金制度の限界にこれから直面することになる。

ところが、これまでの年金制度改革は、就職氷河期世代が潜在的に抱えているこうした問題の解明に取り組んでこなかった。就職氷河期世代

が年金を受給するまでにまだ時間があり、喫緊の政策課題として意識されなかったことが大きい。それ以上に、この問題が年金財政に大きな影響を及ぼさないという点も重要である。この世代は非正規雇用・低賃金であることが多いので、保険料の拠出実績が低くなる。しかし、将来の年金給付総額は、拠出総額に連動して決まるので、その水準も低くなる。そのため、就職氷河期世代の年金問題は、入ってくるお金も出てくるお金も低く抑えられるので、年金財政には大きな圧力とならず、制度改革を促す要因にはなりにくかった。

(2) マクロ経済スライドの限界

より一般的な議論をすれば、公的年金があくまでも社会保険という「会員制」の仕組みであることに留意する必要がある。その会員になっていない者、あるいは会員であっても保険料という会費を払わなかった、あるいは十分払ってこなかった者に対しては、正会員である支援の手を差し伸べる必要はない——それが社会保険という会員制の制度の冷徹な原則（排除原理）である。この原則は、互いに助け合うという社会保険の役割からすれば公正であり、正当化される。しかし、老後になっても最低限度の生活保障をしてほしい、という私たちが公的年金に寄せる期待とはズレがある。

社会保障の専門家であれば、この問題は、「防貧」と「救貧」の区別という関連から整理することかもしれない。すなわち、「社会保険である公的年金は、老後の貧困をあらかじめ防ぐ「防貧」の仕組みである。老後に実際に貧困に陥ってしまった人達を救済する「救貧」は、公的年金とは別の仕組み、具体的には、生活保護が果たすべき役割だ」という整理である。この考え方に立つと、就職氷河期世代の年金問題を年金制度

改革の課題として取り上げようという発想自体、なかなか生まれてこない。

もちろん、老後に貧困に陥る危険性を、公的年金の枠組みの中で解決しようという発想がこれまでなかったわけではない。2000年代に入って間もない時期に、1階部分の基礎年金部分を拡充し、すべての国民に最低限度の所得を保証する「最低保証年金」を新設するという発想が出てきたことがある。国民年金の未納・未加入問題の深刻化が、その背景にあった。しかし、この制度を新設すると、保険料をきちんと納めてきた人とそうでない人と間で不公平が生まれること、新制度設立のためには消費税率の大幅引き上げが不可避であることなどが理由となって、この発想は立ち消えとなった。その結果という面もあるが、低所得高齢者の所得保障は、公的年金ではなく、生活保護の役割だという発想が引き続き有力となっている。

しかし、低所得高齢者の所得保障という観点から見て、年金面でも看過できない問題がここに来て浮上してきた。それは、2004年の年金制度改革で導入された「マクロ経済スライド」という仕組みである。これは、少子高齢化の進行の下で公的年金制度を持続可能にするためには、公的年金制度を支える現役層が納める保険料率に上限を設定し、得られた保険料収入（及び公費負担）の範囲内に収まるように、年金の給付総額を自動的に調整するという仕組みである。年金制度の持続可能性を高めるという点では、このマクロ経済スライドは画期的な役割を果たしていると評価できる。

しかし、物事には両面がある。現役層の保険料負担が抑制される一方で、人口減少や経済成長の鈍化が進むわけだから、マクロ経済スライドは、公的年金の給付水準の引き下げにどうしてもつながってしまう。その影響は、年金制度間の

財政調整のために、1階部分の基礎年金部分ほど大きくなる仕組みになっている。また、2階部分の報酬比例部分があまり大きくない低所得層ほど給付抑制は相対的に深刻となる。就職氷河期世代にとっては、ともにありがたくない話と言えよう。

公的年金と生活保護の役割分担の在り方、マクロ経済スライドが年金受給者に及ぼす非対称的な影響、といった問題は、行政担当者や専門家間で共有されてはいたはずである。しかし、いずれも制度改革につながるような論点とはつい最近まで意識されてこなかった。問題が足元で顕在化せず、取り組むのは将来だという認識が強かったからだろう。しかし、全人口の中で無視できない層を形成している就職氷河期世代が、年金を受給し始める時期が迫りつつある中で、この問題の重要性はもっと認識してしかるべきである。

4 生活保護で対応し切れるか

(1) 増加する高齢の生活保護受給者

ここで視点を変えて、貧困の高齢化問題を生活保護サイドから検討してみよう。生活保護では、高齢化がすでに深刻な圧力を制度に掛けつつある。

生活保護は本来、さまざまな理由で最低限度の所得が維持できなくなった場合に、緊急避難的に救済して、自立を支援する仕組みである。しかし、生活保護受給者の年齢構成を見ると、65歳以上の高齢者が半分以上となり、人数の増加ペースも現役層を大きく上回っている。生活保護は、公的年金とは異なり、財源のすべてを公費(税)で賄っており、財政構造はもともと脆弱である。

さらに、生活保護の実質的な役割が次第に高齢者の所得保障にシフトしつつある点にも注意

が必要だ。しかも、現在の生活保護は、自立への復帰をなかなか期待できない高齢者を対象とした、恒久的な所得保障制度といった色彩を強めつつある。これは、年金制度が果たすべき役割と大きく違わない。そこで問題となるのは、所得・雇用環境が不安定で、社会保険の拠出実績が相対的に貧弱な就職氷河期世代が高齢化した場合に、現行の生活保護制度がこのまま持続できるか、という点である。

高齢者の生活保護のこれまでの推移をもう少し詳しく見てみると、高齢者の保護率は、実は1990年代半ばまで順調に低下してきた。公的年金の仕組みが整備され、公的年金が高齢者の所得保障機能を強めてきたためである。その後、高齢者の保護率は上昇に転じ、1995年の1.6%から2022年には2.9%にまで高まっている。長期不況の影響もあろうが、公的年金による所得保障では対応しきれない貧困化が高齢者の中で進みつつあるようだ。

冒頭に述べたように、高齢者のなかでも独居高齢者の貧困率は国際的に見ても最も高いグループに属していることが知られている。「国民皆年金」の下で公的年金が整備されてきたにも拘わらず、高齢者の貧困問題が解消されず、むしろ悪化傾向にある現実は見逃せない

(2) 将来見通し：2つのケース

今後についてはどうか。社会保障給付の見通しをめぐる議論は年金・医療・介護が中心であり、生活保護の見通しへの関心は高くない。しかし、生活保護は社会保障全体に無視できない影響を及ぼす可能性もある。その点をチェックするために、簡単な試算を行ってみよう。

ここでは、2つのケースを考える。ケースIでは、高齢者の保護率が2018年の水準(2.9%)で固定されると想定し、高齢人口の増加だけで高

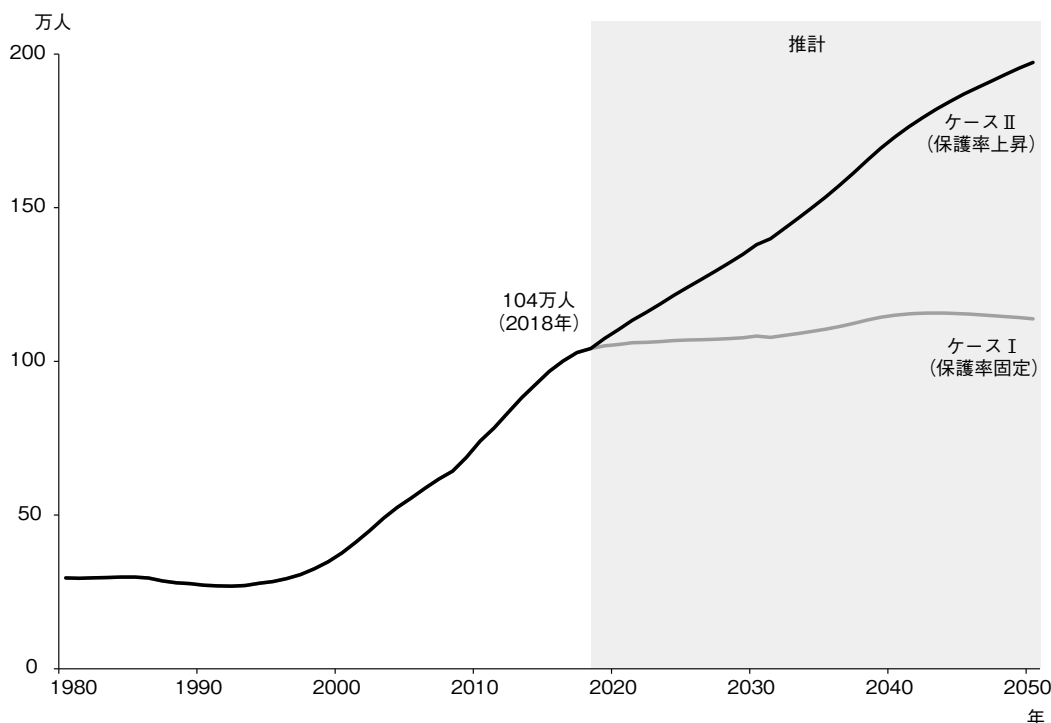
齢受給者がどこまで増えるかを試算する。試算のベースラインを2018年に設定したのは、コロナ禍による特殊要因の影響を排除するためである。これに対して、ケースⅡは、高齢化要因だけでなく、保護率が過去20年間の上昇トレンド(毎年約0.67%ポイントずつ上昇)をこれからも続けると想定し、高齢受給者数を推計する。将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所が2023年4月に公表した推計値を用いる。

結果は、図2に示した通りである。ケースⅠの場合、2018年に約104万人いる高齢受給者は2050年までに1割ほど増加するにとどまる。高齢化は進むものの、高齢者人口が頭打ちになるからである。一方、ケースⅡでは、受給者数は2050年には200万人近くへとほぼ倍増する。高齢人口は頭打ちになるが、保護率が5%前後に上

昇していくからである。

ケースⅠは楽観的過ぎ、ケースⅡは悲観的すぎるだろう。しかし、どちらかと言えば、ケースⅡに近い展開になる可能性が高い。この点については、稲垣教授による試算(稲垣(2013))が参考になる。同教授によると、公的年金の現行制度を所与とし、国民の家族構成や就業パターンが今からあまり変化しないと想定した場合、所得が生活保護の基準額を下回る人の比率は、女性では2009年の12%程度から2060年頃には約25%に上昇する。男性も6%程度から14%程度にまで上昇するという。数字の変化の度合いから推察すると、稲垣教授の試算結果が描くシナリオはケースⅡに近いと考えられる。

図2 65歳以上の生活保護受給者数の推移と将来推計



(注) ケースⅠ：65歳以上の保護率(生活保護受給者数/人口)をコロナ感染拡大直前の2018年の水準で固定。ケースⅡ：保護率を1998~2018年の上昇トレンドで延伸。

(出所) 厚生労働省「被保護者調査」(各年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2023年5月)。

5 望ましい政策対応

(1) 生活保護による対応の限界

日本社会は今後、貧困の高齢化という深刻な問題に直面していくことになる。非正規雇用や短時間就労によって年金保険料の拠出実績が乏しく、低年金・無年金に陥る層が増えてくると予想されるからだ。こうした人たちは現在、親の年金など家族の所得に依存して生活している面もあり、貧困問題はまだ顕在化していない。しかし、親はいずれ他界する。高齢になった時点で、ほかに頼るべき家族を持たず、年金給付も不十分な人が少なくないとすれば、貧困問題はマクロ的にも顕在化する。

社会保障の現行制度は、貧困の高齢化に対して盤石な態勢になっているだろうか。低年金・無年金に陥った人たちの支援は、年金ではなく生活保護で対処するというのが政府内の暗黙の合意かもしれない。実際、すでに述べたように、最低保証年金など、貧困の高齢化への対応を意識した年金改革のアイデアは、消費増税の必要性などを理由に排除され続けてきた。

しかし、その生活保護は本格的な貧困の高齢化を想定した建て付けにはなっていない。財源調達は全額公費であり、財務省・厚労省間で毎年度行われる予算折衝に委ねられ、不安定だ。国民が消費税率の引き上げなど増税に反対すれば、将来世代への負担のさらなる先送り、あるいは給付削減への圧力が掛かる。

生活保護は最低限度の生活を保障するとともに、「自立を助長」する仕組みである（生活保護法第1条）。年金や医療など社会保障の中核的な仕組みが別に備わっていることも考えると、生活保護は自立できなくなった人たちの緊急避難的に支援する仕組みという性格を持つ。支援の対象者も、かなりの少数にとどまることを暗黙裡に想定している。だからこそ、財政基盤の脆

弱性にもある程度目をつむることができた。それが困難になりつつある。

また、自立することがそもそも難しく、長期にわたって支援が必要な高齢者を支える仕組みとして、生活保護を位置づけることにも少し無理がありはしないか。さらに、生活保護にどうしても伴うモラル・ハザードの問題も、受給者が増加し、給付規模も大きくなれば社会的に無視できなくなる。

(2) 必要な年金制度改革

貧困の高齢化への対応は、生活保護ではなく公的年金を中心にして検討すべきだというのが筆者の基本的なスタンスである。高齢時の所得保障も、制度に参加するすべての構成員が支え合う、社会保険の仕組みで強化するほうが国民の理解を得やすいだろう。生活保護は高齢者にとっても現役と同様、あくまでも緊急避難的な仕組みと位置づけるべきである。

ここで重要なポイントとなるのは、すでに指摘したようにマクロ経済スライドが及ぼすインパクトである。この仕組みは、現役層の保険料負担に合わせて給付を調整するという点で、年金財政の持続可能性を大きく高めた。しかし、それは年金削減というコストを支払って初めて実現可能になっていることにも注意が必要である。マクロ経済スライドが稼働すると、1階部分の基礎年金だけしか受給できない、あるいは2階の報酬比例部分が薄い高齢者の場合、支給開始年齢時点で裁定された年金額がその後大きく削減される。

したがって、皮肉なことに、この仕組みは、所得面で不安を抱える高齢者ほど、公的年金による所得保障を手薄なものにしている。そして、そのツケを払わされる可能性の高い生活保護の仕組みはもともと頑健でなく、今後むしろ脆弱

になっていくかもしれない。それでは、どうすればよいか。人々が高齢時に貧困に陥るリスクをできるだけ軽減し、公的年金の所得保障機能を強化することを目指すべきである。

具体的には、第1に、短時間の非正規労働者にも被用者保険の適用範囲を拡大し、公的年金というセーフティー・ネットから外れるリスクをできるだけ抑える必要がある。支援する・されるという形で国民を二分するのではなく、国民をできるだけ広く取り込み、所得に応じて助け合うという社会保険の仕組みのほうを支持されやすいだろう。

第2に、支給開始年齢の引き上げも威力を発揮する。確かに、マクロ経済スライドの下では、この改革は年金財政に対して中立的である。しかし、それによって少しでも年金給付水準の底上げが可能になるのなら、貧困の高齢化対策として大きな威力を発揮することになる。所得保障の対象となる年齢層を若干引き上げ、その代わりに低年金層を中心に給付水準を高めるという選択肢もあってよい。

この2つの改革の方向性は、具体的な形や力点の置き方こそ違ってはいるものの、2025年の公的年金制度改革に向けて実際に検討されつつある。

すなわち、第1の点については、厚生年金の対象範囲を拡大し、これまでメンバーになっていなかった短時間勤務の非正規労働者をできるだけ厚生年金に取り込むことが検討されている。

第2の点については、支給開始年齢の引き上げは明示的に議論されていないものの、正規雇用者以外の就労生活を進めてきた人たちの依存度が高い国民年金の保険料負担の見直しが提案されている。現行では、保険料は60歳まで拠出するが、それを65歳まで延長することによって、給付額を高めることが考えられている。

以上の2点に加えて、ややテクニカルになるが、マクロ経済スライドの進め方を基礎・報酬比例部分の間で共通になるようにし、基礎年金部分の給付抑制が大きくなる現行の仕組みを改めることも検討されている。

こうした改革の方向はいずれも望ましいと言える。さらに、どちらにしても全面的な制度改革は必ずしも必要でないことを最後に指摘しておこう。2020年時点の給付規模を見ると、公的年金が約56兆円であるのに対して、生活保護は4兆円を下回る。高齢者向けはその半分ほどだろう。しかも、生活保護の受給者数そのものがまだ限定的である。だとすれば、現行の公的年金の部分的な見直しだけでも、かなりの程度将来に備えることができそうである。

6 おわりに

本稿では、貧困の高齢化にどう対応するかという問題を検討した。筆者は、貧困の高齢化への対応策としては、年金制度改革が主役になるべきだと考える。しかし、顕在化が将来のことになる貧困の高齢化への対応策として、年金制度改革が進むというシナリオは描きにくい。

蓋然性が高いのはむしろ、生活保護制度への依存度がこれまで以上に高まるというシナリオである。しかも、生活保護の財源はすべて公費で賄われるが、消費税を始めとする増税に政府は消極的な姿勢を続けるだろう。

結局のところ、就職氷河期世代の老後の所得保障は、生活保護への依存を強め、その財源は将来世代に残すべき富の先食いという形で賄われる危険性が高い。政府は、そうならないことに注力すべきである。

一方、生活保護については、最低限度の生活保障のために政府が抜く伝家の宝刀、「最後の拠り所」であるという点を改めて認識しておく必要

がある。いざというときにその威力を発揮してもらうためには、余計な負担をかけないほうがよい。貧困の高齢化が顕在化して、生活保護だけでは手をつけられなくなる前に、政府は公的年金を中心とした制度改革を急ぐ必要がある。

【参考文献】

- 稲垣誠一 (2013) 「高齢者の同居家族の変容と貧困率の将来見通し：結婚・離婚行動変化の影響評価」『季刊社会保障研究』第48巻第4号, pp.396-409.
- 稲垣誠一・小塩隆士 (2013) 「初職の違いがその後の人生に及ぼす影響：LOSEF 個票データを用いた分析」『経済研究』第64巻第4号, pp.289-302.
- OECD (2009), *Growing Unequal?: Income Distribution and Poverty in OECD Countries*.
- Takashi Oshio (2020), "Lingering impact of starting working life during a recession: health outcomes of survivors of the "employment ice age" (1993-2004) in Japan," *Journal of Epidemiology*, Vol. 30, No.9, pp.412-419.

おしお たかし

1983年、東京大学教養学部卒。経済企画庁（現内閣府）勤務等を経て、2009年より現職。大阪大学博士（国際公共政策）。

【主な著書】

『日本人の健康を社会科学で考える』日本経済新聞出版、2021年

『くらしと健康』岩波書店、2018年

『「幸せ」の決まり方』日本経済新聞出版社、2014年

『再分配の厚生分析』日本評論社、2010年 など

論文等は、<https://researchmap.jp/read0060226> を参照。